

妊娠の届出をしましょう

保健センター

■ 「母子健康手帳」の交付 (※事前予約が必要)

妊娠がわかり、出産予定日が確定したら、保健センターへ妊娠の届出をしましょう。

母子健康手帳は妊婦健診やお子さんの健診・相談、予防接種の記録にもなっているため、大切に保管しましょう。

■ 妊産婦健康診査等費用の助成 【対象：中標津町に住民票がある方】

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠産婦の健康管理のための妊娠産婦健康診査受診票等を交付し、妊娠産婦健康診査費の一部または全部を公費で補助しています。

・妊娠届出時に交付 妊婦一般健康診査受診票（14枚）、超音波検査受診票（6枚）

・妊娠中期面談時に交付 産婦健康診査受診票（2枚）、新生児聴覚検査受診票（1枚）
1ヵ月児健康診査受診票・問診票・健康診察票（3枚）

・転出される妊娠産婦さんへ 転出日から中標津町の受診票は使用できません。
転出先の市町村で受診票の交付の手続きをしてください。

・転入された妊娠産婦さんへ 中標津町の受診票を発行します。
中標津町保健センターへお越しください。



妊娠のための支援給付金

保健センター

■ 妊婦等包括相談支援

○妊娠期：妊娠届出時と妊娠7か月～8か月の2回 ○子育て期：新生児訪問（産後1か月頃）に1回

※上記の決められた3回以外でも、随時相談を行います。お気軽にご相談ください。

■ 妊婦のための支援給付金について

役場 子育て支援課 子育て支援係

対象 妊娠している方 ※流産・死産等の場合も支給対象

1回目【妊娠給付認定後】 5万円 2回目【妊娠している子どもの人数届出後】 5万円

申請 1回目（母子手帳交付時）、2回目（新生児訪問等出産後）の申請は保健師面談にて、対象者へ申請書を交付します。

1回目の申請後に流産・死産等の方は、2回目の給付金の対象となりますので、申請してください。

※妊娠未届出（母子手帳交付前）に流産等した場合、医師が胎児心拍を確認している場合は、対象となります。

【提出書類】①妊娠のための支援給付金申請書

②本人確認書類の写し（運転免許証・マイナンバーカード）

③振込先口座名義・番号が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し ※妊娠名義の口座のみ

役場子育て支援課

子育て支援係（④窓口）

☎0153-74-0895

中標津町保健センター

東7条北3丁目3番地

☎0153-72-2733

対象

- ・住民税が非課税世帯または同等の所得水準であると認められた方
- ・助成金の申請をする日と受診日に、中標津に住民票がある方
- ・令和5年4月1日以降に、妊娠判定のための初回産科医療機関を受診した方

〈下記への同意が必要です。〉

1. 世帯の課税状況を確認することへの同意

2. 妊婦健診の受診医療機関や関係機関と市町村が必要に応じて支援に必要な情報を共有することへの同意

●妊娠1人あたり10,000円を上限とし、1回あたりの申請となります。

申請

初回の産科受診をした日から、6か月以内に申請書類を保健センターに提出してください。

- ・中標津町初回産科受診料支援事業兼請求書 ※申請書は保健センターにあります。
- ・妊娠判定に要した受診費用の領収書と明細書の写し
- ・印鑑（シャチハタ不可）

妊娠中の健康と相談

妊娠健康相談 妊婦訪問

妊娠中に気をつけたい日常生活や栄養、心の健康などの相談を受けています。

悩みや不安がある時は、電話や来所、必要な時は家庭訪問での相談も受けています。

パパママ教室

初めて妊娠・出産を迎えるパパとママへすこやかな妊娠と出産をむかえるための学習、情報提供を行う教室です。

妊娠、出産、育児を夫婦で考えるきっかけになっています。【受講料無料・全課予約制（3回）】

1課 妊娠中の生活・身体について、妊娠中のストレッチ

2課 栄養の話とおやつの実習・歯の健康について

3課 産後と赤ちゃんについて、お風呂体験

妊娠中期面談

妊娠7～8か月の時期に全妊娠さんを対象に、出産・子育てに向けて不安や心配を少しでも減らせるように、保健師による面談を行っています。

妊娠精密健康診査費助成

妊娠健康診査の結果、精密検査が必要と判断された場合、妊娠期間中につき1回のみ精密健診の費用の助成が受けられます。該当となった方は、受診前に保健センターへ。